

介護保険事業者指定（更新）申請手続きの流れ

<新規指定申請の場合>

- 1 新規指定申請をする事業者は、指定を受けようとする日の3か月前までに介護保険課と事前相談のうえ、「意向申出書」を提出してください。
- 2 意向申出書の提出後、介護保険課で申出書の内容を確認し、指定申請の意思確認ができた場合に納付書を送付します。
- 3 納付期限は納付書発行日から15日以内です。最寄りの金融機関で手数料を納めてください。
- 4 領収書の写しを添えて指定申請を受けようとする日の2か月前までに申請書類を介護保険課に提出してください。

<指定更新申請の場合>

- 1 指定有効期間の満了を迎える事業者に対し、期間満了日の概ね3か月前に、介護保険課から「更新のお知らせ」と「意向申出書」を送付します。
- 2 意向申出書の提出後、介護保険課で申出書の内容を確認し、指定更新申請の意思確認ができた場合に納付書を送付します。
- 3 納付期限は納付書発行日から15日以内です。最寄りの金融機関で手数料を納めてください。
- 4 領収書の写しを添えて指定更新申請を受けようとする日の2か月前までに申請書類を介護保険課に提出してください。

<意向申出書の提出方法>

郵送、電子メール、FAX、持参のいずれでも結構です。